


障害福祉サービス活用による 就労支援について


 国立障害者リハビリテーションセンター
 深津 玲子

当DVDは厚生労働科学研究「難病患者の福祉サービス活用によるADL向上に関する研究」の一環として作成しました。

難病患者の就労系福祉サービス周知に関する研究

厚生労働科学研究（H28～30）「難病患者の福祉サービス活用によるADL向上に関する研究」の分科研究として実施

- 難病法の成立と施行により難病患者の支援制度は整備されてきたが、就労系福祉サービスについては活用されていない。そこで就労支援についての制度周知を目的として開始
- シンポジウムプログラムを①基調講演、②難病相談支援センターが構成するパネルディスカッションとし、パッケージ化
- 基調講演はこれまでの調査研究の知見を元に、就労系福祉サービス、雇用支援、自立支援等の実態と課題について提供
- これまでに6県（北海道、佐賀、沖縄、群馬、高知、福岡）で開催。

「難病」の定義

- 障害福祉サービス対象
 - ① 治療法が確立していない
 - ② 長期療養を必要とする
 - ③ 客観的な診断基準が定まっている
 平成30年4月より359疾病が障害者総合支援法の対象
- 難病医療費助成対象（指定難病）
 - 上記3条件に加え、
 - ④ 発病の機軸が明らかでない
 - ⑤ 患者数が本邦において一定の人数（人口の約0.1%程度）に達しない
 平成30年4月より331疾病が指定難病として医療費助成の対象

難病のある人の就労の仕方

- 福祉的就労（就労系障害福祉サービス）**

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を所有し、身体、知的、精神障害者として、一般企業に就労する。企業には全労働者の2.0%の障害者を雇用する法的義務がある
- 障害者雇用率制度による雇用**
- 一般就業**

障害者手帳を所有せず、企業に一般雇用される方法
- その他**

盲字など

福祉的就労

- 就労移行支援事業：一般企業等への就労に向け、訓練、職場探し、就職後の職場定着支援、などを行う。利用期間は上限2年間。
- 就労継続支援A型事業：現状では一般企業などに就労することが困難であるが、一定の支援があれば、雇用契約に基づく就労が可能である方が対象。働く力や体力が向上した場合は一般就労に向けた支援も行う。利用期間の制限なし。
- 就労継続支援B型事業：以前一般企業などで就労したけれど、病状や体力面で継続困難になった方や、雇用に結びつかなかった方が対象。事業所が生産活動の機会を提供し、就労に必要な知識および能力向上のための訓練を行うが、雇用契約は結ばない。利用期間の制限はない。

本日の発表

- 就労系福祉サービス事業所の利用実態調査
- 難病のある人の就労支援ニーズに関する調査
- 今後の課題

方法

○ 全国の就労系福祉サービス事業所に調査票を郵送し、難病のある人のサービス利用の有無等について悉皆調査を行った。なお、平成25年12月時点で障害者総合支援法の対象となる難病性疾患克服研究事業対象の130疾患および関節リウマチを難病と定義した。

	配布	回収
就労移行サービス事業所	2,655	1,332
就労継続A型事業所	1,725	865
就労継続B型事業所	8,103	3,856
計	12,483	6,053

有効回答率48.5%

結果1：難病のある人の利用について

平成25年12月に、全国の960カ所の事業所で難病のある人が利用しており、その数は1,599人でした。

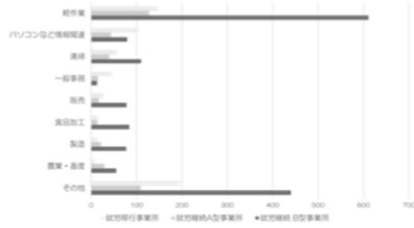
結果2：利用者の障害者手帳所持について

結果3：利用者の多い難病疾患

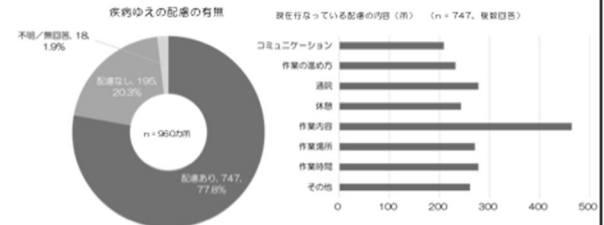
- 腎臓小脳変性症 (11.3%)
- モヤモヤ病 (8.3%)
- 網膜色素変性症 (7.8%)
- 関節リウマチ (5.4%)
- パーキンソン病 (4.9%)
- 多発性硬化症 (3.8%)
- 潰瘍性大腸炎 (3.5%)
- クローン病 (3.5%)
- 神経繊維腫瘍症型 (2.7%)
- 全身性エリテマトーデス (2.6%)

難病130疾患中94疾患で利用者がおり、利用がない疾患は36

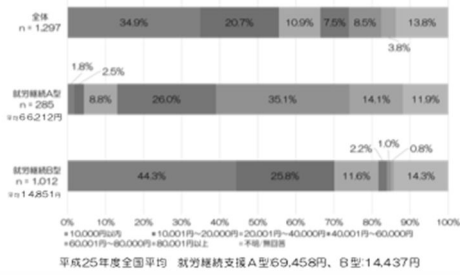
結果4：事業所における主な作業内容



結果5：難病がある利用者に対する配慮



結果：難病のある人の月額平均賃金、平均工賃



考察

- 難病のある人が利用している就労系障害福祉サービス事業所は、回答総数の16%にとどまっている。
- 利用者がいない理由として、そもそも「利用相性がいい」という回答が多く、当事者への周知が不十分である可能性がある。
- 現在利用中の人の75%は障害者手帳を所有しており、逆にいえば障害者手帳がなくとも医師の診断書をもってサービス利用可能であることの周知も不十分である可能性がある。
- 今後、難病のある人および家族、支援者、医療関係者等に、就労系福祉サービスの周知啓発は必要である。

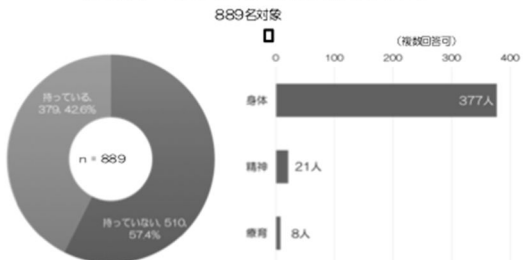
本日の発表

- I. 就労系福祉サービス事業所の利用実態調査
- II. 難病のある人の就労支援ニーズに関する調査
- III. 今後の課題

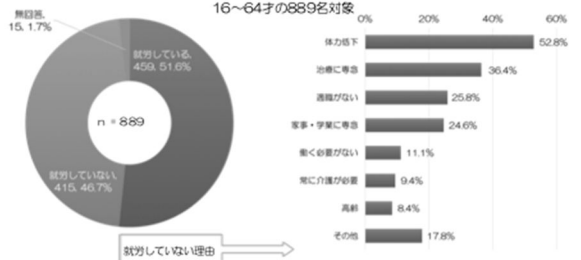
方法

- 地域難病連合会を通じて、16～64才で難病のある人に調査表3,000通配布
有効回答889通 (男性28%、女性71%、平均年齢50才)
 - 回答者の難病性疾患名 (130疾患のうち回答があったのは68疾患)
- | | | |
|----------------|-----|-------|
| 1 全身性エリテマトーデス | 203 | 19.8% |
| 2 パーキンソン病 | 131 | 12.8% |
| 3 重症筋無力症 | 103 | 10.1% |
| 4 高血圧 (大動脈硬化様) | 99 | 9.7% |
| 5 シェーグレン症候群 | 70 | 6.8% |
| 6 関節リウマチ | 65 | 6.4% |
| 7 続発性梅毒 | 57 | 5.6% |
| 8 糖尿病 | 47 | 4.6% |
| 9 多発性骨髄質・浸潤性 | 39 | 3.8% |
| 40 単発性緑内障 | 47 | 3.6% |

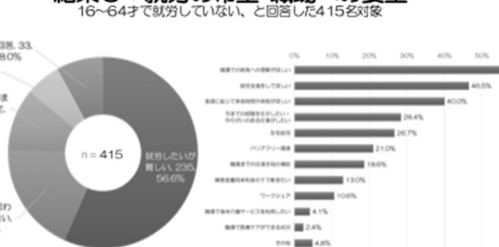
結果1：障害者手帳所持について



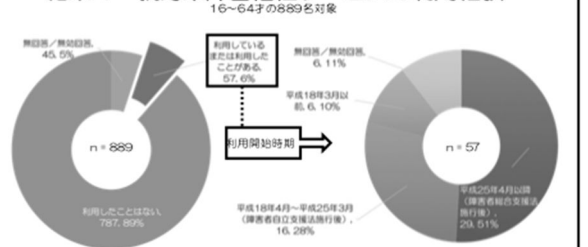
結果2：最近6ヶ月の就労状況

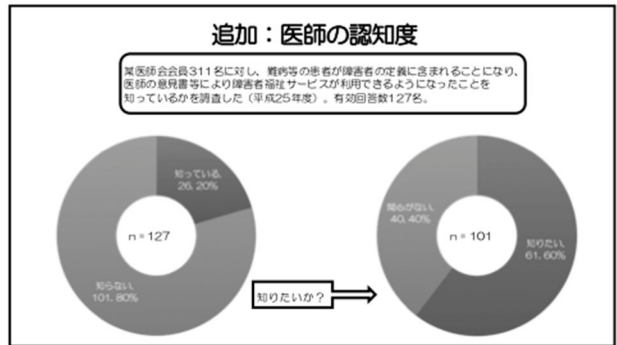
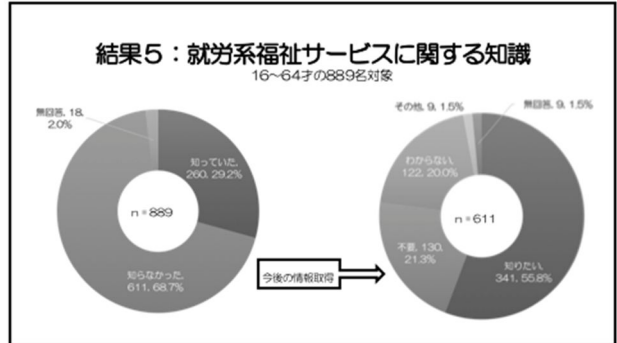
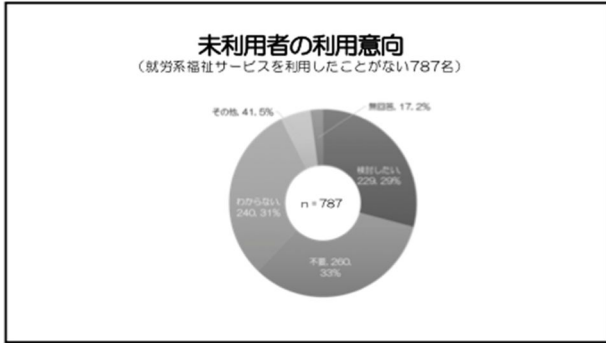


結果3：就労の希望・職場への要望



結果4：就労系障害福祉サービスの利用経験





考察

- 就労系障害福祉サービスを利用している・していた難病のある人は、回答総数の6%にとどまっている。しかし未利用者の30%が利用を検討したいと回答しており、潜在的には利用ニーズがあることが明らかとなった。
- 就労系障害福祉サービスを知っていた人は回答総数の30%にとどまった。しかし知らなかった人の56%が「知りたい」と回答し、当事者への周知が必要であることが示唆される。
- 最近6ヶ月に就労していない人は回答総数の47%で、その半数は「就労したいが難しい」と回答している。働いていない主な理由は「体力低下」「治療に専念」であった。
- 職場へのニーズは、作業の「時間」「内容」「場所」や通院・ケアへの配慮であり、これは事業所調査において事業所が配慮している項目と一致した。「今までの経験を生かしたい・やりがい」は難病のある人の特徴とも考えられた。
- 今後、難病のある人および家族、支援者、医療関係者等に、就労系障害福祉サービスの周知をはかることが必要である。

難病のあるひとの就労系障害福祉サービスのニーズと課題

- 多様な就労形態のひとつであるが認知度が低い
- 一般就労、障害者雇用率制度による雇用、福祉的就労、在宅就業等
- 一般就労、障害者雇用率制度による雇用に比較して、作業時間、作業内容、作業場所などへの配慮がすでになされていることが多い
- 経済的課題
 - 平均賃金 (A型) 66,000円、平均工賃 (B型) 15,000円
- 事業所における難病のある人への支援については、他の障害のある人への支援と共通している部分が多い。そこに加え、「症状の変化」「機能障害とはとらえにくい疲れやすさ」といった難病の特徴を考慮することが必要。障害福祉系支援者は「支援ニーズベース」で考える。事例を通じて難病への理解が深まることが期待できる。

研究成果物

国立障害者リハビリテーションセンターサイトにて公開中
<http://www.rehab.go.jp> トップページ>難病、内部障害等をクリック
 厚生労働省サイトからもダウンロードできます
 (5) 調査資料 (7) 就労系福祉サービス事業所に対する難病のある人への支援のハンドブック
http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaisahukushi/service/shurou.html

現在進行中の研究

平成28～30年度厚生労働科学研究費補助金

- 難病患者の福祉サービス活用によるADL向上に関する研究
 - 就労系福祉サービス利用前後のQOL、ADL変化を調査し、同サービス利用の効果を検証する
- 就労系障害福祉サービスの周知に関する研究
 - 地域の難病相談・支援センターとの共同による地域シンポジウム開催の試みとその効果検証

平成29～30年度厚生労働科学研究費補助金

- 難病のある人に対する就労支援における合理的配慮を推進するための研究
 - 難病のある人が就労移行サービスを利用する際に必要な合理的配慮について事業所および当事者対象に調査